



東海電子株式会社

2021年8月10日
東海電子株式会社

IT 点呼 2 機種が、令和 3 年度国土交通省 事故防止対策支援推進事業の「過労運転防止認定機器・IT を活用した遠隔地における点呼機器」に認定されました。
～ 助成金は上限があるので、申請はお早めに！～

IT 点呼機器及び業務用アルコール検知器を開発・販売する東海電子株式会社(本社：静岡県富士市 代表取締役：杉本 哲也)は、この度、令和 3 年度国土交通省の事故防止対策支援事業の補助金対象機器として認定されましたことをお知らせ致します。

1. 過労運転防止機器としての IT 点呼機器

国土交通省では、自動車運送事業者が先駆的な機器の導入により、運転者の過労運転を防止し、居眠り運転等を原因とする重大事故を防ぐため、一定要件を満たす次の機器であって国土交通大臣が認定した機器の取得にかかる経費に対し補助を行うこととしています。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi2.html>

当社は、過労運転防止に資する機器のうち「IT を活用した遠隔地における点呼機器」として以下の 2 機種の登録認定を受けました。

<p>IT 点呼システム『Tenko-PRO2』</p> <p>https://www.tokai-denshi.co.jp/products/tenko_pro.html</p>	<p>業務用クラウド型 動画点呼システム『テレ点呼』</p> <p>https://www.tokai-denshi.co.jp/products/Tele-Tenko.html</p>
	

2. 申請時期と、締め切り時期について

【募集要項】

過労運転防止のための機器導入に対する補助制度が開始されます

申請期間：令和3年8月10日(月)～11月30日(火)

国土交通省では、自動車運送事業者が先駆的な機器の導入により、運転者の過労運転を防止し、居眠り運転等を原因とする重大事故を防ぐため、一定要件を満たす次の機器の導入に対し、購入額の一部を補助する制度を実施いたします。

補助内容

- 補助対象機器
 - 1 IT を活用した遠隔地における点呼機器
 - 2 運行中における運転者の居眠り状態を検知する機器
 - 3 急発着時に対応可能な乗降補助装置
 - 4 運行中の運行管理機器
- 対象事業者
 - 1 国土交通省が定める業務(貨物)の運送に用いる自動車(乗用車)の導入に該当する事業者
 - 2 国土交通省が定める業務(貨物)の運送に用いる自動車(乗用車)の導入に該当する事業者
- 補助率
 - 1 国土交通省が定める業務(貨物)の運送に用いる自動車(乗用車)の導入に該当する事業者 及び 4 運行中の運行管理機器 については、補助率に上限がある場合があります。

※ 1. 申請にあたっては、国土交通省が定める募集要項を必ずご確認ください。
※ 2. 申請書に記入の方向を厳密に、対応を行います。
※ 3. 補助金申請完了後、国土交通省が補助金申請書に添付した書類を提出し、当該申請書に添付した書類に基づき審査を行います。
※ 4. 同一事業者において、既に実施済みの他の補助金は受けられません。

○国土交通省が認定した機器

【申請書記載マニュアル】

【運用要領】
補助金交付申請書提出後、必要書類・記録簿

（過労運転防止のための先駆的な機器の導入に関する事項）

※申請書の記載事項

- 1 申請書の記載事項は、申請書の記載事項に準じて記載してください。
- 2 申請書の記載事項は、申請書の記載事項に準じて記載してください。
- 3 申請書の記載事項は、申請書の記載事項に準じて記載してください。
- 4 申請書の記載事項は、申請書の記載事項に準じて記載してください。
- 5 申請書の記載事項は、申請書の記載事項に準じて記載してください。
- 6 申請書の記載事項は、申請書の記載事項に準じて記載してください。
- 7 申請書の記載事項は、申請書の記載事項に準じて記載してください。
- 8 申請書の記載事項は、申請書の記載事項に準じて記載してください。
- 9 申請書の記載事項は、申請書の記載事項に準じて記載してください。
- 10 申請書の記載事項は、申請書の記載事項に準じて記載してください。
- 11 申請書の記載事項は、申請書の記載事項に準じて記載してください。
- 12 申請書の記載事項は、申請書の記載事項に準じて記載してください。

【認定機器一覧】

機器名	認定日	メーカー	備考
IT 点呼システム『Tenko-PRO2』	令和3年8月10日	東海電子株式会社	
業務用クラウド型動画点呼システム『テレ点呼』	令和3年8月10日	東海電子株式会社	
...

申請する予定の事業者様は、要項を確認し、お早めに申請をお勧めいたします。

例年通り、予算額到達時点で即終了となります。さらに今年はオリンピック開催にともなう地方運輸局・支局の閉庁日には、気をつける必要があります。

事故防止対策支援推進事業		
国土交通省自動車局では、自動車運送事業者に対する「デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの導入支援」及び「過労運転防止に資する機器導入のための支援」、また、自動車運送事業者が行う「社内安全教育のための外部専門家によるコンサルティングを利用した場合の支援」を実施します。		
各事業の支援内容につきましては、以下をご参照ください。		
注）東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、祝日が移動しております。祝日・休日は、各地方運輸局・各地方運輸支局は閉庁日のため、申請を受付しておりませんので、日時を十分にご確認し、ご申請ください。		
1. 運行管理の高度化に対する支援		
2. 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援		
3. 社内安全教育の実施に対する支援		
4. 【受付終了】運行管理の高度化に資する対象機器の募集		
5. 【受付終了】過労運転防止に資する対象機器の募集		
6. 【受付終了】社内安全教育に資するコンサルメニューの募集		
各補助金の予算残額		
運行管理の高度化に対する支援	過労運転防止のための 先進的な取り組みに対する支援	社内安全教育の 実施に対する支援
残り100%	残り100%	残り100%

3. 電子申請について

昨年から、政府の施策にならい、代表者印や捨印等の押印を省略することができる電子申請が行われています（省略した場合で記載間違いがあった場合差し替え等の対応が必要になるので正確に記載することとされています）。こちらも合わせてご覧ください。

【お知らせ】 電子申請も可能とします。（事故防止対策支援推進事業）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/el_application.html

本件に関する問い合わせ先：東海電子株式会社 営業企画部

東京都立川市曙町 2-34-13 オリピック第3ビル 203

E-mail: kikaku@tokai-denshi.co.jp

<http://www.tokai-denshi.co.jp>